

## 南三陸町公告

次のとおり、公募により南三陸病院新設に伴い、外来患者の利便性等を考慮し、事業用地定期借地方式による保険調剤薬局を開設する事業者を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）を実施する。

平成26年11月25日

南三陸町長 佐藤 仁

### 1 公募型プロポーザル方式に対する事項

(1) 業務名 南三陸町病院院外薬局整備事業プロポーザル

(2) 業務内容 保険調剤薬局の開設、管理、運営等

(3) 事業場所（貸付対象地）

① 所在地：南三陸町志津川字沼田地内

② 地目：宅地

③ 面積：302.81m<sup>2</sup>

④ 土地所有者：南三陸町

(4) 募集する保険調剤薬局の数

保険調剤薬局1店舗とする。

(5) 貸付条件

① 保険調剤薬局の開設の時期

薬局は、（仮称）町立南三陸病院開院（平成27年12月予定）に合わせて開設するものとする。

② 土地の状況

造成完了（更地）の状態で貸与する。

③ 貸付期間

20年間とする。

④ 土地貸付料

ア 土地貸付料は、年間456,000円とする。ただし、経済事情等の変化に伴い、協議の上変更することができるものとする。

イ 土地貸付料の支払いは、土地の貸し付けをした時点からとし、毎年度、南三陸町が発行する納入通知書により払い込みをするものとする。なお、貸付期間が1年に満たない場合は、月割計算とし、1月末満の日数があるときは、その日数は

1月として計算するものとする。

⑤ 構築物（建物及び付属施設等）建設

南三陸町と協議を行うとともに貸付敷地内に適正配置のうえ建設すること。

なお、建設に伴う費用及び公共料金等は借用する事業者にて支払うものとする。

⑥ 貸付期間満了後の措置

貸付地は、貸付期間満了後は原則として速やかに更地としたうえで、南三陸町に返還するものとする。なお、協議により貸付期間を延長することもあり得るものとする。

## 2 参加資格等

本事業のプロポーザルに参加する事業者は、公告日現在において次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

(1) 南三陸町競争入札参加者に必要な資格に関する規則(平成17年10月1日規則第41号)及び南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成17年10月1日訓令第37号)に基づく指名停止中の企業及びこれに準ずる企業でないこと。また、南三陸町暴力団等排除措置要綱(平成20年10月31日訓令第32号)第3条に該当する企業でないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次の各号に該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者または6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により、更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

(4) 本プロポーザルの公示日において、いずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。

(5) 宮城県内に本店が所在し、南三陸町において保険調剤薬局を開設している実績を有し、又は過去5年以内に南三陸町内において保険調剤薬局を開設していた実績を有し、必要な有資格者を配置できる者であり、事業内容及び目的に従い適切に遂行できること。

\* 参加資格要件確認期間は、南三陸町が参加表明書を受理した日から、提案事業者と賃貸借契約を締結する日までとする。

## 3 参加申込

本事業のプロポーザルへの参加を希望する事業者は、南三陸病院院外薬局整備事業プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

① 様式1「参加表明書」

② 提出部数 1 部

③ 提出期限

平成26年12月10日（水）午後4時30分まで（必着）

なお、総務課担当係へ直接持参にて提出のこと。郵送・電子メール等での提出は不可とする。

（2）提案書の受付

提案書は、上記参加表明書及び質問書を除いたすべての図書を平成26年12月18日（火）午後4時30分までに総務課に持参したものについて受け付ける。

（3）提出物の形態及び部数

① 提案書の正本表紙には、会社名等及び代表者名を記載し押印すること。また、副本には会社名等が判別できないよう、全ページにおいて会社名等の記載は行わないこと。

② 提出書類は、原則A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。他に添付する資料もA4版に統一すること。

③ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

（4）提案のための費用負担

提案書類等の作成・提出等プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

（5）南三陸町からの疑義照会

提出のあった提案書の内容について、必要に応じて、南三陸町から疑義照会や追加資料の提出要求等を行うことがある。

（6）実施要領、参加表明書及び資料等の配布及び提出先

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

南三陸町役場 総務課 窓口

連絡先 電 話 0226-46-1370

FAX 0226-46-5348

e-mail [kanzai@town.minamisanriku.miyagi.jp](mailto:kanzai@town.minamisanriku.miyagi.jp)

南三陸町ホームページからダウンロードも可能である。

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

#### 4 質問及び回答

（1）質問書の提出

質問については、様式2「質問書」を提出すること。口頭による質問は受けない。

① 提出期限

平成26年11月25日（火）午前8時30分から平成26年12月4日（木）

午後4時30分まで（必着）

② 提出方法

前項3の（2）の提出先宛にファクシミリで提出のこと。また、電子メールでの提

出も可とする。

## (2) 質問の回答

質問に対する回答は、平成26年12月8日（月）午後4時30分までにファクシミリ又は電子メールにて全参加申込み事業者に対し回答する。

## 5 提案書の取扱い

- (1) 提案書類について提出後の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出された提案書等は、一切返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (4) 提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分がある事が考えられることから、原則公開しないものとするが、南三陸町情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密など、公開されることにより提案事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マーク等を付加するなど、適切な措置を講ずるものとする。

## 6 事業者の選定

### (1) 審査委員会

事業者の選定は、「南三陸町病院院外薬局整備事業候補者審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

### (2) 審査基準

審査の基準等については、委員会が定める。

#### ア 第一次審査通過者への通知

第2回委員会の後、速やかに、応募者全員に選考結果を通知する。

なお、第3回委員会が行われるヒアリングの会場、時間等も併せて通知する。

#### イ プrezentation

提出のあった書類等に基づいて、プレゼンテーションを受ける。

開催日：平成27年1月中旬

\* 詳細については、対象者に別途通知する。所要時間（質疑応答時間を含む）は、1事業者30分時間程度を予定する。

\* プrezentationへの出席者

第3回委員会への出席は、総括責任者及び主任者他1名までとする。

### (3) 本事業候補者の選定

提案書及びプレゼンテーションの内容について、基準に基づき審査を行い、最も評価が高かった者を本事業の第一候補者に選定する。

### (4) 委員会の結果通知

第3回委員会終了後、速やかに審査結果を第一次審査通過者全員に通知する。

南三陸町は、優秀賞の者（契約優先交渉権者。以下「優先交渉権者」という。）及

び次点の者を選考して通知する。

ただし、審査結果についての問い合わせには一切応じない。

#### 7 失格事項

提出書類、添付書類に虚偽又は重大な過失があったときは失格とする。

#### 8 契約方法

第一候補者と契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結する。なお、第一候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行う。

契約手続き及び契約書は、南三陸町財務規則の定めるところによる。また、南三陸町は、契約締結後に於いても事業者に本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。